

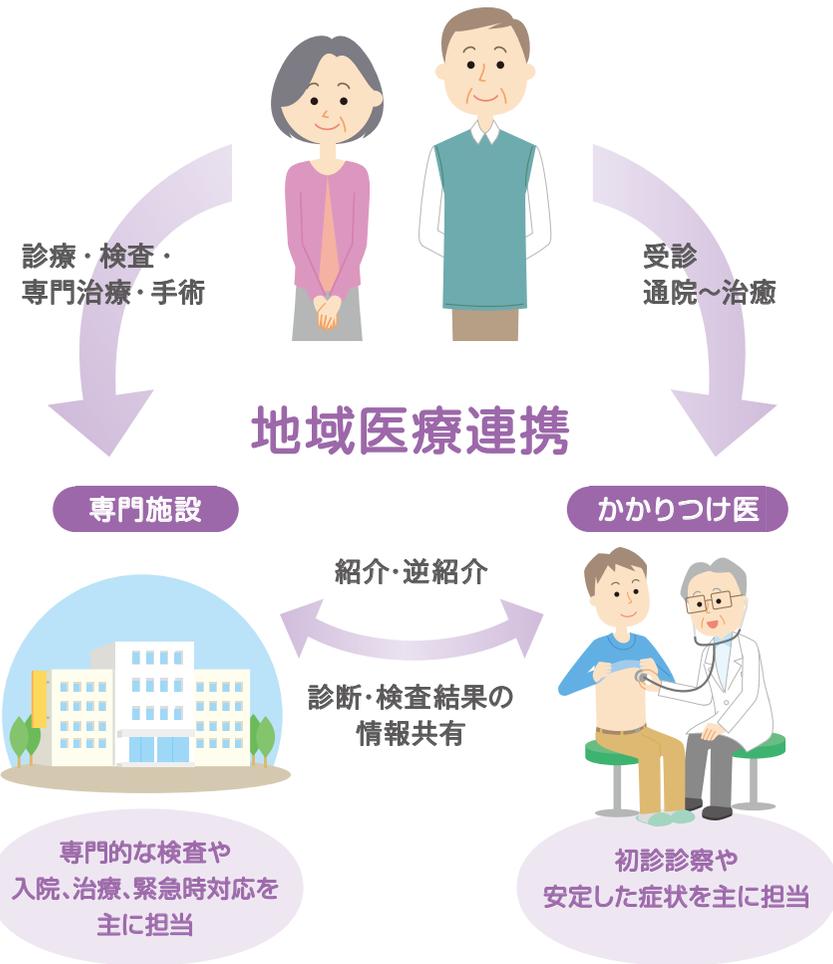
運転免許について

監修：自治医科大学附属病院脳神経外科 教授 川合謙介先生

つういん しせつ
通院されている施設

れんけいしせつ
連携施設

くわ けんさ ちりょうほうほう けんとう しょうかい
(より詳しい検査や、治療方法の検討のためにご紹介することがあります)



ひと うんてんめんきょ
てんかんのある人の運転免許には、
いってい じょうけん き
一定の条件が決められています

いし めんきょしんせいじ
医師にも、免許申請時にも、
びょうじょう せいかく つた
病状を正確に伝えてください

てんかんがあっても、次の条件を満たせば、普通運転免許をとる
ことができます。

- ほっさ かこ ねんいなく お
発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、
ほっさ お
発作が起こるおそれがない」と診断しているとき
- ほっさ かこ ねんいなく お
発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、
すうねんでいど ほっさ お
数年程度、発作が起こるおそれがない」と診断しているとき
- かこ ねんいなく ほっさ うんてん えいきょう ほっさ たんじゆんぶぶんほっさ
過去1年以内の発作が運転に影響のない発作(単純部分発作
いし こんご しょうじょう あつか
など)のみで、医師が「今後、症状の悪化のおそれがない」と
しんだん
診断しているとき
- かこ ねんいなく ほっさ すいみんちゆう ほっさ かぎ
過去2年以内の発作が睡眠中の発作に限られており、医師が
こんご しょうじょう あつか
「今後、症状の悪化のおそれがない」と診断しているとき

くすり ふくよう
*薬の服用については医師の指示に従い、わからないことがあれば医師に相談するようにしましょう。

どうろこうつうほう じびょう しんこく
道路交通法には、持病を申告することが義務であると明記され、
ふしんこく たい ばっそく もう
不申告に対する罰則が設けられています。発作の状況は、医師
めんきょしんせいじ せいかく つた
にも免許申請時にも正確に伝えるようにしてください。

めんきょしゆとくご うんてん しょうほっさ お
免許取得後に、運転に支障をきたす発作を起こしたときには、
ごさいたん ねんかん うんてん きんし
その後最短でも2年間は運転が禁止となります。しかし、薬を

の ほっさ しょうたい つづ めんきょ ほし
きちんと飲んで、発作のない状態を続けていれば、免許を保持し、
うんてん つづ ほっさ げんいん めんきょ と け
運転を続けられます。発作が原因で免許が取り消しになった

ばあい ちりょう ほっさ
場合でも、きちんと治療して発作が

ねんかん がつかしけん じつぎ
2年間なくなれば、学科試験や実技
しけん めんじよ めんきょ さいしゆとく
試験は免除され免許を再取得する

ことができる可能性(かのうせい)があります。

いし そうだん ほっさ
医師と相談しながら、発作がない
しょうたい つづ
状態を続けられるようにしっかり

ちりょう
治療をしていきましょう。

